

## ELNETのサービス/ELNETクリッピング記事複製許諾代行サービス

ELNETクリッピング記事複製許諾代行サービス(ELデータコピーサービス。以下「ELDCS」という)で利用できるサービスは以下となります。

### (1) サービス概要

ELDCSは株式会社エレクトロニック・ライブラリー(以下「当社」という)がモーニングクリッピングメール型およびFAX型で提供した記事を契約の範囲内で複製できるサービスです。本サービスの契約はモーニングクリッピングメール型もしくはFAX型の契約があることが前提です。

### (2) 契約の種類

ELDCSの契約により可能になる複製はデジタル複製と紙複製です。  
デジタル複製は記事原文(PDF)の電子メール送信や会員のイントラネットへの掲載です。紙複製は複写機を使った記事原文(紙)のコピーです。

### (3) 利用範囲・利用条件

- ①利用範囲は、ELNET会員規約第1条に定める会員の組織のうち御見積書で定める範囲とします。
- ②会員はデジタル複製・紙複製のうち1つだけ、もしくは双方を選択して利用できます。
- ③ELDCSで複製できるのは御見積書で定めた新聞のうち新聞社から著作権の許諾が得られた記事に限られます。新聞社が社外から提供された寄稿・投稿・通信社配信記事(時事通信社および共同通信社から配信されたものを除く)・マンガ・さし絵・図表・写真・広告等は利用許諾対象外です。人権やプライバシー保護にご配慮いただき、適切な利用をお願いします。
- ④ELDCSの利用条件は、ELNET会員規約と本会員規約別紙2で定めるほか御見積書で定めます。ただし、サービス画面、当社ホームページ上で定めることがあります。当社がサービス画面、当社ホームページで定めた事項については同様の方法で変更することができます。
- ⑤日本国外での利用は事前に利用する地域を当社に届け出るものとします。
- ⑥会員はその組織内の利用者にELNET会員規約と本会員規約別紙2を遵守させるものとし、また第三者が閲覧できないよう制限するものとします。
- ⑦会員は当社と協議のうえ書面で利用範囲・利用条件を変更することができます。ただし、契約期間中に対象の新聞を削減することはできません。
- ⑧ELDCSは、会員が各新聞社と個別に行う複製許諾手続きを当社が一括して代行するサービスです。サービスの性質上、当社は新聞社に会員の情報を開示することがあります。

### (4) 契約期間と更新

ELNET会員規約第10条①の規定にかかわらず、契約期間は当社が承認し会員がサービスの利用が可能となった日からその日を含む月の末日までとする「月間契約」と、当社が承認し会員がサービスの利用が可能となった日からモーニングクリッピングメール型もしくはFAX型の当該契約年度の終了月の末日までとする「年間契約」があります。年間契約は有効期間満了の日の前月末日までに会員、当社いずれからも文書による解約の申し出がないときは1年間延長するものとし、以後も同様とします。

### (5) データの取り扱い

ELNET会員規約第7条②項の規定にかかわらず提供を受けてから5日以内(ゴールデンウィーク・年末年始を除く)の記事原文(PDF)を1か月間に限り(3)で定めた利用範囲及び利用条件内で複製、送信して利用することを認めます。なお、複製または再送信により提供した記事原文(PDF)の全て又は一部の再利用(複製、加工、保存、送信等)を禁止します。保存期間が過ぎた記事原文(PDF)は速やかに削除してください。

### (6) 解約

契約の有効期間内にサービスを中途解約する場合、ELNET会員規約第10条⑤のとおり、会員は有効期間満了までのサービス料金を一括して支払うものとします。モーニングクリッピングメール型およびFAX型を解約する場合、本サービスの契約も自動的に解約となります。

## ELDCS 料金表

### (1) 当初料金(初期設定料金)

サービス利用開始時にご請求いたします。月間契約の場合、1か月ごとに当初料金が発生します。

ELDCS当初料金	サービス利用開始月の料金に加えてご請求いたします	30,000円
-----------	--------------------------	---------

### (2) 毎月の料金

ELDCS利用料金	利用人数・利用条件により異なります。	御見積書で定める
-----------	--------------------	----------

■ご請求額には、ご利用総額に対して別に消費税等が加算されます。